

ドイツのスポーツ科における生涯スポーツの実現に関する論議の検討  
－1970年代から1990年代までの  
「スポーツの中の行為能力」論をめぐる論議を中心に－

今野 賛

姫路大学教育学部紀要

第10号

平成29年12月31日発行



# ドイツのスポーツ科における生涯スポーツの実現に関する論議の検討

## —1970年代から1990年代までの「スポーツの中の行為能力」論をめぐる論議を中心に—

今野 賛

### 要旨

本研究では、ドイツのスポーツ科における生涯スポーツの実現に関する論議を検討することを目的とし、ドイツの「スポーツの中の行為能力」論を手がかりに、その形成過程と、それを理念としたカリキュラムや授業に関する論議について検討する。この理論では、スポーツすることで得られる多様な意味経験を尊重するとともに、社会で行われているスポーツへの参加の道を開くことを目指している。そのため、社会で行われているスポーツに対する批判的能力とともに、変容するスポーツに対応可能な能力、あるいは自分たちにとってより好ましいスポーツを生み出していける能力の育成を求めている。

キーワード：学習指導要領、資質・能力、生涯スポーツ、「スポーツの中の行為能力」論

### 1. 問題の所在

2017年3月に告示された改訂学習指導要領では、小・中・高等学校を通じて育成を目指す資質・能力が、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つに整理された。この3つの柱に沿って、体育科においても、運動や健康に関する「知識・技能」、運動課題や健康課題の発見・解決等のための「思考力・判断力・表現力等」、主体的に学習に取り組む態度や主体的に健康の保持増進と回復に取り組む態度等の「学びに向かう力・人間性等」を育成することになる。これら3つの資質・能力をバランスよく育むことで、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力が育成されることになることとされている。

この改訂学習指導要領の大きな柱である資質・能力の育成は、将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会を想定し、汎用性のある能力の育成を目指している。つまり、子どもたちが学校に通っている時期はもとより、学齢期を終えて社会人になったときでも活かせる能力を身に付けるという目標が設定されている。体育科もその枠組みの中にあり、生涯にわたる豊かなスポーツライフという視点が、学齢期のみならず学齢期を終えた視点を想定しているといえる。しかし、こうした生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現という考え方は、2008年に告示された学習指導要領においても明確に位置づけられており、それ以前からも我が国の体育理念を方向づけるものであった。

生涯にわたる豊かなスポーツライフを理念とする体育は、産業社会から脱産業社会への転換、レジャー時代の到来と生活の質の向上といったコンセプトが社会の関心事となり、これらとの関連で学校教育や学校体育の在り方が論じられるようになった1970年代に端を発している。それまでの体育では、スポーツは子どもたちの発達に貢献するということから、体力向上や健康の維持増進、社会性の発達などの外在的価値が評価されてきたが、この時代になると、スポーツを自己目的的に学習することの意義が評価され、スポーツの内在的価値に関心が集まった。このような立場から、各国の研究者達は次のような体育の目的概念を提唱することになった。

- ・スポーツ活動への参加を促し、スポーツ活動の能力を与えること（ウィドマー）

- ・競争的で、表現的な運動をプレイする性向や能力を育成する（シーデントップ）

- ・スポーツ参加者の役割に向けて社会化すること（バイン）

- ・運動文化への参加に向けた建設的・批判的な社会化（クルム）

このような国際的な流れを受けて、我が国でも「スポーツ分野の主体者形成」「主体的運動実践人の形成」「スポーツに自立する人間の形成」といった体育の目的論が主張された。多少の表現の違いはあっても、生涯に渡って継続的に運動やスポーツに参加する人間を形成しようと説いている点では共通している。このような新しい体育の概念は、「スポーツの中の教育」あるいは「スポーツの教育」として規定された。

中でもドイツのクルツによって提唱された「スポーツの中の行為能力」論は、改訂された我が国の体育科学学習指導要領にみられた生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力に関して有意な示唆を与えてくれるのではないだろうか。ドイツ（当時は西ドイツ）では1970年代初頭に教科名が「体育科」から「スポーツ科」に変更され、授業内容にスポーツ種目を取り入れるようになり、生涯スポーツを実現しようとする動きがみられた。このような時代状況において、「スポーツの中の行為能力」論は、1970年代初頭に構想され1980年代にはドイツ全土に広まっていった。しかし、1980年代後半には授業論としての限界が指摘され、さらにその教育学的根拠をめぐって批判的な論議が展開されていった。その論議過程において理論修正を行うことで、現在でもなお学校スポーツに影響を与えるものとして広く認識されている。この「スポーツの中の行為能力」論はスポーツ参加に必要な総合的な能力の育成を目指しており、理念が生まれた当時のスポーツの大衆化という時代状況を反映したもので、生涯にわたるスポーツライフの実現を求めている。また、授業において理念を実現するために理論の細分化を行いながら、より授業レベルを意識した論議が展開されてきたのである。

そこで本研究では、ドイツのスポーツ科における生涯スポーツの実現に関する論議を検討することを目的とし、特にここでは、ドイツにおける「スポーツの中の行為能力」論の形成過程と、それを理念としたカリキュラムや授業に関する論議について検討する。「スポーツの中の行為能力」論の形成過程については、理論形成の中

心人物であるクルツの1970年代から1990年代までの論文を資料とする。また、それを理念としたカリキュラムや授業に関する論議については、「スポーツの中の行為能力」論を理念として採用したNordrhein-Westfalen (以下NRW) 州学習指導要領の1999年改訂に向けた論議過程での資料を中心に扱う。まずは、ドイツにおいて「スポーツの中の行為能力」論が生み出され広まっていった過程について確認することとする。

## 2. ドイツにおける体育・スポーツを取り巻く状況の変化

1970年代初頭のドイツ (当時は西ドイツ) では、学校体育の様相を大きく変化させることになる。それは、国際的な競技種目として普及しているスポーツ種目が教材として取り入れられていくことになり「教科を構成している要素のスポーツ化の過程」と特徴づけられている (Kurz,1979,pp.33-34)。この背景には、メキシコオリンピックを1つの契機とする競技力向上を求める要請とスポーツの大衆化への志向があったとされる (Kurz,1979,pp.30-31)。1968年のメキシコオリンピックは東西ドイツが初めて対決する大会であり、東ドイツはこのために長期的な準備をし、才能発掘・才能促進政策を展開し、その動きが学校を巻き込んでいった。このような動きに対して当時の西ドイツは、ためらいがちであったが、会員数の増加とともに政治力を持つようになったスポーツ連盟の主導権のもと、1966年以降に才能発掘・才能促進政策に学校体育を組み込んでいくようになった。また、スポーツ施設の建設計画である「ゴールドプラン」とスポーツ振興運動である「第2の道」によるスポーツの大衆化現象の影響により、スポーツは一部の選手だけでなく、一般大衆が行うものとなり、それに応じて多くのスポーツ種目が大衆の間で行われるようになっていった。このことは、余暇生活への準備という課題を学校にもたらし、学校体育に対してそこで提供されているものが学校外で継続可能なものかどうかという問いが投げかけられた。スポーツは多くの人々にとって価値ある生活内容となったという認識が、学校外の生活現実との結びつきを強めさせた (木村,1995,pp.72-73)。

このようなスポーツ環境の変化と並行して、1972年に全国的な高校教育制度の改革が実施された。この改革は、現代社会の高度に発達した科学的基準に対応して、早期の段階から専門的な学力を養成しようという意図に基づいて行われたものだった。それに伴い1972年から1973年にかけて各州の学習指導要領が改訂された。その際に教科名が「体育 (Leibeserziehung)」から「スポーツ (Sport)」へ変更され、この新しい制度にふさわしい教科内容と客観的な評価基準を明示することが緊急の課題となった。同時に、このような高校教育システムにつながる中学校・小学校段階のカリキュラムの整備・充実の必要性も生じた (高橋,1977,p.392)。そこでは、小・中・高のすべての教材が同じスポーツ種目で統一され、スポーツ種目の指導段階に応じた目標・内容・評価基準が設定されていた。また、学習内容は実証可能なものに制限され、体力の改善や運動技術の習得などが優先されることになった (木村,1995,p.76)。

この「スポーツ科」への教科名称変更による学習内容のスポーツ化は、教科が社会におけるスポーツ発展のための母体になろうとする点では評価されたが、大衆スポーツと競技スポーツの2つの要求を教科の内容に反映させており、技能中心の内容に陥る結果を生

んでしまったのである。スポーツの競技力向上と大衆化という社会的要請によってスポーツ種目が導入され、また高校教育改革という教育的要請がスポーツ種目の系統的学習と明確な評価基準を求めた。その結果、スポーツ種目を中心とした技能志向のカリキュラムが生み出され、学校外の地域スポーツクラブとの違いをみえにくくし、学校における教科としてのアイデンティティを失う危険性を含んでいたといえる。そのため、これ以降のスポーツ種目中心に構成されたカリキュラムに対して、スポーツ種目を教えることの教育的意義とは何かという疑問が示され始めた。さらに、1980年代後半に大きく取り上げられるようになるドーピングに代表されるネガティブなスポーツイメージの表面化によって、改めて指摘されるようになるのである。このような時代状況においてクルツによって提唱され、育まれていった「スポーツの中の行為能力」論は、その後理論修正を行いながら発展していくことになる。

## 3. 「スポーツの中の行為能力」論の形成過程

### 1) スポーツの批判的継承能力の育成

「スポーツの中の行為能力」論は、1972年から1976年にかけてドイツ南部のチュービンゲン大学スポーツ科学研究所の教科スポーツのカリキュラム開発プロジェクト内で形成されていった。この論は、1974年のドイツ教育審議会答申で初めて公にされ、1975年以降に開始されたNRW州学習指導要領に理念として採用された。さらに、1985年の第2次学校スポーツ促進勧告に取り入れられるとともに、東西ドイツ統一後の旧東ドイツ諸州の学習指導要領においても導入され、現在でもドイツの学校スポーツを方向づけている理論である。

ここでの行為能力とは、システム内で行為できる能力としての具体的行為能力と、行為を通してシステムを変更していく能力としての拡大された行為能力に区別されている。具体的行為能力とは既存のスポーツを行うために必要な能力であり、実技能力を指している。これに対し、拡大された行為能力とは既存のスポーツ規範を相対化してスポーツを営む能力を指す。例えば、バレーボールのネットの高さを変えて行うといった能力である。また、単に実技能力だけでなく、人間関係能力や認識能力を想定している。さらに、みる、アレンジする、教えるなど、スポーツに関わる複数の立場を想定している (岡出,1999,p.48)。

この論は、スポーツすることで得られる多様な意味経験を尊重するとともに、社会で行われているスポーツへの参加の道を開くことを目指している。そのため、社会で行われているスポーツに対する批判的能力とともに、変容するスポーツに対応可能な能力、あるいは自分たちにとってより好ましいスポーツを生み出していける能力の育成を求める。つまり、この考え方は社会に存在するスポーツへの単なる適応を求められているのではなく、既存のスポーツの意味を相対化し、スポーツの批判的継承能力の育成を目指しているのである。したがって、方法論的には、学習者自身の自己決定の余地を保証していくことや、教師自身のスポーツに対する深い造詣や児童生徒との共同関係を築ける能力、さらには自らの行為を社会的・文化的状況を踏まえながら、教育的に方向づけることが求められる。



## 2) スポーツの多様な意味を経験させる

「スポーツの中の行為能力」論では、文化・社会現象としてのスポーツという概念のもとで、その多様な姿を尊重するという立場がとられた (Kurz,1976,pp.9-11)。そして、この認識のもとで多様なスポーツの意味を経験させることが重視されるようになった。その理由が以下の3点であった。

- ・スポーツとは何かという判断は、スポーツが行う人々が付与する意味や意義によって異なる。
- ・教科名としてのスポーツの採用は、学校外のスポーツがカリキュラムづくりの一つの貴重な領域になることを意味する。そこでは、学校内のスポーツは学校外のスポーツのモデルとして展開されることになる。しかし、学校内のスポーツは、学校外のスポーツにみられるような競技スポーツとしての意味を提供することに留まらない。それ以外の意味を生み出すことも求められる。
- ・スポーツを行う人がスポーツに求める意味は多様である。むしろ、それが一つであることは稀である。したがって学校は、その意味の多様性を児童・生徒に見えるようにすべきである。また、そのためには学校外以上にその意味を顕著な形でみせることが学校スポーツには求められる (Kurz,1976,pp.73-75)。

ここには、学校外で実施されている競技志向のスポーツの意味を相対化させるとの立場が鮮明に示されている。また、この意味論では個々の種目、あるいは特定の種目群に特定の意味を固定的に対応させるという発想を完全に放棄している。むしろ、スポーツに関わる者がその意味を生み出すという立場をとっている。さらに、スポーツを行う際には複数の意味が並列的に存在することも認めている (Kurz,1979,pp.101-102)。したがって、この発想のもとでは、スポーツの意味の多様性や多様な意味の生成過程をいかに伝えるのが問われることになる。

また、この意味の多様性を提供することを学校教育内で展開するには、視点の限定が必要になった。その背景には、スポーツの意味の相対化がもたらす危険性が存在していたからである。確かに、スポーツの意味が多様であることを指摘することは、競技として行われているスポーツのみがスポーツであるといった一面的なスポーツ観の是正には有効であった。しかし、他方では無限定な意味の追求という事態を生み出し、かえって行為不能になるという状況に陥る。このようなスポーツの意味をめぐる論議において意味を特定することは、行為不能といった事態を回避するために必要になったのである。そこで提案されたものがスポーツの教育学的視点であった。この教育学的視点は、1994年に行われたNRW州の第1回学校スポーツシンポジウムにおいてクルツによって提示された。そこで彼は、スポーツの教育学的視点を①達成、②共同、③私の身体や環境世界の経験、④表現、⑤健康、⑥プレイの6つにまとめた。これらの視点を提案したクルツは、設定した基準を「教育学的価値」、「個人の意味づけの保障」、「教授学的なテーマ化」の3つであることを明示している。

「教育学的価値」では、ここで提示された教育的な意味が、児童生徒の発達問題に対する貢献や一般的な学校課題との密接な結びつきがあることを示している。しかし、スポーツの持つ教育的意味は

ただ単にスポーツをするだけで保障されるものではないという。そこにはスポーツが教育的にみてアンビバレントな価値を内包しているという認識が存在している。つまり、スポーツを行うことは児童生徒に対して発達促進の可能性を保障する反面、その反対のリスクがもたらされる可能性もある。この点から、教育学的に責任ある授業形態が導き出されるのである (Kurz,2000,pp.25-26)。次の「個人的意味づけの保障」では、児童生徒のスポーツに対する個人的な意味づけを授業の出発点とすることを求めている。しかし、実際の授業ではこの個人的な意味づけや既存の意味のみから存立しているわけではなく、教師自身が新たな意味を設定し、授業を計画することも可能であることが示されている (Kurz,2000,p.26)。「教授学的なテーマ化」では、ここで示された教育学的視点をテーマとして授業を展開することの可能性を示している。つまり、各運動領域に位置づけられた複数の教育学的視点の中から児童生徒または教師が選択し、授業内容を計画・実行することを可能にすることで、目標レベルにおいてできる限り授業の具体化を試みているのである (Kurz,2000,pp.26-27)。以上のように、この教育学的視点には2つの機能が存在することになる。その機能とは、教科の存在意義を説明するための正当化機能と、内容的・方法的授業形成への方向づけを与えているオリエンテーション機能であるといえる。

## 4. まとめ

本研究では、ドイツのスポーツ科における生涯スポーツの実現に関する論議を検討することを目的とした。そのため、ドイツの「スポーツの中の行為能力」論を手がかりに、その形成過程と、それを理念としたカリキュラムや授業に関する論議について確認した。

まずは、ドイツにおける「スポーツの中の行為能力」論の形成過程において、「スポーツ科」への教科名称変更による学習内容のスポーツ化という大きな変化が影響していることが確認できた。スポーツの競技力向上と大衆化という社会的要請によってスポーツ種目が導入され、また高校教育改革という教育的要請がスポーツ種目の系統的学習と明確な評価基準を求めた結果、スポーツ種目を中心とした技能志向のカリキュラムが生み出された。学校外の地域スポーツクラブとの違いをみえにくくし、学校における教科としてのアイデンティティを失う危険性を含んでいたのである。

この理論の中心的な目標は、スポーツすることで得られる多様な意味を経験を尊重するとともに、社会で行われているスポーツへの参加の道を開くことを目指していた。そのため、社会で行われているスポーツに対する批判的能力とともに、変容するスポーツに対応可能な能力、あるいは自分たちにとってより好ましいスポーツを生み出していける能力の育成を求めている。したがって、方法論的には、学習者自身の自己決定の余地を保証していくことや、教師自身のスポーツに対する深い造詣や児童生徒との共同関係を築ける能力、さらには自らの行為を社会的・文化的状況を踏まえながら、教育的に方向づけることが求められたのである。

このような理念をカリキュラムや授業に具現化していくために提案されたものがスポーツの教育学的視点であった。これらの視点を提案したクルツは、設定した基準を「教育学的価値」、「個人の意味づけの保障」、「教授学的なテーマ化」の3つであることを明示した。この教育学的視点には、教科の存在意義を説明するための正当化機

能と、内容的・方法的授業形成への方向づけを与えているオリエンテーション機能が存在していたのである。

最後に、今回改訂された我が国の体育科学学習指導要領にみられた資質・能力論からこのドイツでの論議をふまえると、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するためには既存のスポーツを営む能力だけでなく、新たなスポーツ文化を生み出しいくための能力を育てていくことの必要性を求めているといえる。また、そのためには、児童生徒にとって意味ある経験をさせることにあることが重要であり、その経験の質も教育学的視点から考慮された内容で保障しなければならない。今後はより一層理念が現実のものとなるような授業研究が求められることになる。さらに、「スポーツの中の行為能力」論では教師のスポーツに対する深い造詣を求めている点も見逃せない。教員養成の必要性も強く感じる結果となった。今後の課題としたい。

#### 引用参考文献

- 天野正治 (1998) ドイツの教育. 東信堂:東京.
- 木村真知子 (1995) 旧西ドイツにおける「体育」から「スポーツ教育」への変遷過程に関する一考察. スポーツ教育学研究 15(2):69-80
- Kurz,D. (1976) Sport in der Orientierungsstufe. Ein Bericht zur Curriculumentwicklung in der Jahrgangsstufen 5 und 6 aus dem Projekt an der Gesamtschule Tuebingen Waldhaeuser-Ost-Erste Gesamtmfassung.
- Kurz,D. (1979) Elemente des Schulsports, 2., unver. Auflage. Hoffmann, Schorndorf
- Kurz,D. (2000) Die paedagogische Grundlegung des Schulsport in Nordrhein-Westfalen. In : LSW (Hsrg.) Erziehender Schulsport. Paedagogische Grundlagen der Curriculummrevision in Nordrhein-Westfalen. Boenen, pp.9-55
- 文部科学省 (2016) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)
- 岡出美則 (1999) スポーツの中の行為能力. 松岡重信編集 保健体育科・スポーツ教育 重要用語300の基礎知識. 明治図書. 東京.
- 高橋健夫 (1977) 西ドイツの学習指導要領 - Nordrhein-Westfalen 州の Lehrplan を中心にして -. 体育の科学 27(6):392-395